



さくら

梶 税 務 経 営 ニ ュ ー ス



編 集 発 行 人

梶税理士事務所

税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。税制においても、相続税や贈与税の計算の際に適用する未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件が20歳から18歳となりました。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月2日

出向・転籍に関する 税務の要点

春は企業で人事異動が行われる季節です。この中で人事交流の手法として一般に行われるものに「出向」と「転籍」があります。

今回は、出向・転籍に関する税務の取扱いについて、そのポイントを整理します。

1 出向と転籍

出向は正式には「在籍出向」、転籍は「転籍出向」といい、これを縮めて「出向・転籍」と呼ばれています。いずれも他の企業に異動して新たな企業の指揮

命令下で就労することを指しますが、大きな違いがあります(下図参照)。

出向は、元の会社との労働契約を残したまま出向先企業で業務に従事することを指し、通常将来的に元の会社に戻ることを前提として行われます。

転籍は、元の会社との労働契約を終了し転籍先と新たな労働契約を結ぶものです。

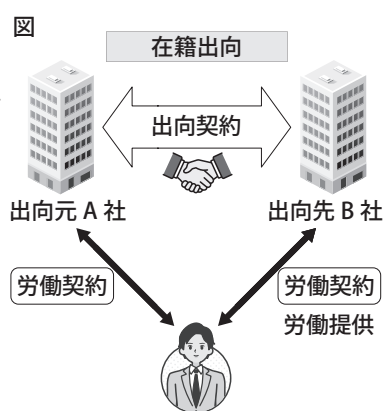
2 出向者の給与と賞与

出向における取扱いとして多い、「出向元法人が出向者に給与を支払い、出向先法人が出向元法人に負担金を支払う」ケースについてみていきます。

(1) 出向元法人が支払う給与の方が多い場合

給与較差を補填するため出向元法人が負担する給与は、出向元法人の損金に当たります。しかし、出向元法人が支払う給与の方が多いときには、そのことに合理的な理由がない場合は出向先法人への「寄附金」として取り扱われます。

給与較差を補填する合理的な理由がある負担には、次のよう

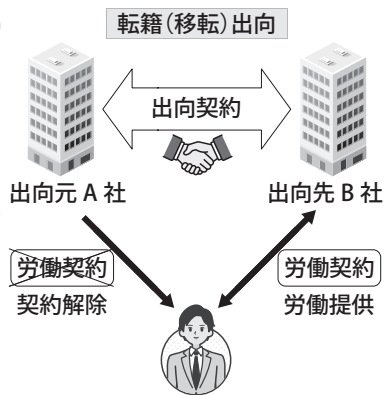


なものがあります。

① 出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給できず、出向元法人が負担した場合

② 出向先法人が海外にあるため、出向元法人が留守宅手当を支給する場合

この給与較差補填金は、出向元法人が出向者に直接支給しても、出向先の法人を通じて支給しても同様に取り扱いされます。なお、出向先法人が出向元法人に支払った金額は、経営指導料等の名義で支出されていても実質的に負担すべき給与相当額であれば、出向先法人において出向者に対する給与として取り扱われます。そのため消費税は不課税取引となります。



(2) 出向先法人が支払う負担金の方が多い場合

出向先法人が出向元法人に支払う負担金は、出向者に対する給与として取り扱います。しかし、出向者の特殊能力を評価して技術指導料を含めて支払う場合など、負担金の方が多い場合には、その負担することに合理的な理由がある場合は問題ありませんが、そうでないと「寄附金」として取り扱われます。

3 出向者が出向先法人において役員となっている場合

出向者が出向先法人で役員である場合において、次のいずれにも該当するときは、出向先法人が支出する給与負担金は役員

給与に該当します。

① その給与負担金の額が役員給与として出向先法人の株主総会や社員総会などで決議されていること

② 出向契約等において出向者に係る出向期間や給与負担金の額があらかじめ定められていること

4 出向者の退職給与

出向者は出向元法人を退職した時に出向元から退職金を受け取ります。ただし、出向期間中に対応する退職給与相当額については、出向先法人が負担すべきものとして、通常、出向先法人から出向元法人へ負担金が支出されます。

この負担金の支出の時期としては、①出向先法人から出向元法人へ復帰した時、②出向元法人を退職した時、③出向期間中があります。

①又は②の場合には、原則、出向先法人の支出した事業年度の損金の額に算入されます。

③の出向期間中に負担金を支出する場合には、次の2つの要件のいずれにも該当するときは、



出向先法人の支出した事業年度の損金の額に算入されます。
イ あらかじめ定めた負担区分に基づいて定期的に支出していること

ロ その支出する金額が、出向期間に対応する退職金の負担額として合理的に計算された金額であること

なお、この負担金を損金の額に算入することは、出向者が出向先法人において役員になっているときでも認められます。

また、出向者が出向元法人を退職しても、出向先法人で引き続き勤務していることがあります。この場合に、出向先法人が出向元法人に支出する出向期間

に対応する退職金相当額は、たとえその出向者が出向先法人において引き続き役員又は使用人として勤務しているときでも、その支出した事業年度の損金に算入します。

5 転籍者の退職給与

転籍の場合の転籍前の法人が負担する退職給与については、次の3つの支給形態があります。

① 転籍時に転籍前の法人が本人に直接支給する方法

② 転籍時に転籍前の法人から転籍後の法人へ退職給与負担金として支出する方法

③ 転籍者が転籍後の法人を実際に退職する時に、本人に直接又は転籍後の法人を通じて支給する方法

そして、転籍者に係る退職給与につき転籍前の法人における在職年数を通算して支給することとしている場合において、転籍前の法人及び転籍後の法人がその転籍者に対して支給した退職給与の額（相手方である法人を経て支給した金額を含む。）については、それぞれの法人における退職給与となります。

ただし、転籍前の法人及び転籍後の法人が支給した退職給与の額のうちにこれらの法人の他の使用人に対する退職給与の支給状況、それぞれの法人における在職期間等からみて明らかに相手方である法人の支給すべき退職給与の額の全部又は一部を負担したと認められるものがあるときは、その負担したと認められる部分の金額は、相手方である法人に贈与したものとされます。

6 コロナ禍における助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対する助成金として「産業雇用安定助成金」があります。

対象の前提は、雇用維持を図る助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこととされています。

この産業雇用安定助成金を受給する事業主が法人の場合は法人税の課税対象となります。

借地権の更新料の授受があった場合

借地権の存続期間を更新する際には、契約に基づき更新料の授受が発生する場合があります。

1 更新料を支払った場合（借主側）

更新料の支払いがあった場合には、一定額の損金算入は認められますが、一部は借地権の帳簿価額に加算しなければなりません。損金算入が認められる一定額及び更新料支払後の借地権の帳簿価額は、次の算式で計算されます。

① 損金算入が認められる一定額

更新直前の借地権の帳簿価額×（更新料の額／更新時の借地権の価額）

② 更新料支払後の借地権の帳簿価額

更新料支払前の借地権の帳簿価額＋更新料の額－①により損金算入された額

2 更新料を受け取った場合（貸主側）

地主（個人）が受け取った更新料は、原

則として不動産所得となり、契約の効力発生日の収入となります。しかし、その更新料の額がその土地の時価の2分の1を超える場合には、土地の一部を譲渡したこととその効果が変わらないとして、分離課税の譲渡所得となります。

また、不動産所得となる更新料が臨時所得に該当し、かつ、臨時所得の金額がその年の総所得金額の20%以上であること等に当てはまる人は、平均課税という特別な方法で税額を計算することができます。臨時所得とは、3年以上の期間他人に使用させることにより、一時に受けるもので、その金額がその契約による使用料の2年分以上であるものの所得です。

所得税は超過累進税率で計算されるために、その年限りに多額の収入があった場合には、高い税率が適用されて税負担が大きくなります。平均課税は、調整所得金額と特別所得金額とに区分して異なる税率で計算するといった仕組みになっていて、税負担の増加を抑制する効果があります。

準確定申告に係る還付金と還付加算金

相続人が、被相続人の準確定申告書を提出した際、源泉所得税や予定納税の還付を受ける場合があります。その場合の相続人が受ける還付金と還付加算金については、税務上の取扱いが異なります。

まず、還付金については、還付金請求権という被相続人の本来の財産として相続税の課税対象となります。還付金請求権は、被相続人の死亡後に発生するとしても、被相続人の生存中に潜在的な請求権が被相続人に帰属しており、これが被相続人の死亡により顕在化したものと考えられます。

一方で還付加算金については、相続人の所得税（雑所得）の課税対象となり、被相続人の相続税の課税対象とはなりません。これは、相続人が準確定申告書の提出によって原始的に取得するもので、被相続人からの相続によって取得するものとは認められないという考え方に基づいています。

研修旅行の取扱い



管理職対象のリーダー育成のための研修旅行を次のスケジュールで計画しており、費用は会社負担です。その際の税務処理を教えてください。

一日目：午後・外部講師を招き「研修」／夜・「自由行動」

二日目：午前・組織力向上のための「会議」／午後・「観光」

A 旅行の費用に会社の業務

を行うために直接必要な部分（「研修」と「会議」と直接必要でない部分（「自由行動」と「観光」）がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。なお、一日目の研修で宿題が出され、二日目の会議で発表する必要があるなど、一日目の自由行動が実質的に研修に含まれている場合は、総合的に勘案して判断することになります。